

新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業：国補) 〔経営発展への支援〕

- 就農後の経営発展のため、新たに農業経営を開始する認定新規就農者に対して、機械・施設等の導入を支援します。

対象者

49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者

対象となる内容

- (1) 機械（軽トラ除く）・施設
- (2) 家畜導入
- (3) 果樹・茶の新植・改植
- (4) 機械等リース料 等

補助対象事業費

上限1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、上限500万円

補助率

3/4以内（国1/2以内、県1/4以内）

補助金：最大750万円（国500万円、県250万円）

※「経営開始資金」交付対象者は、最大375万円（国250万円、県125万円）

その他

- ・国による取組計画に応じた事業採択方式。
- ・本人負担分については、融資を受けていること。
- ・「新規就農者の経営発展支援事業」との併用は不可。

お問い合わせ先

- ・市町農業担当課